

第15回 制度設計専門会合 事務局提出資料

～ガスの託送供給料金の事後評価（託送供給約款に係る新たな変更認可申請命令の仕組み）について～

平成29年1月26日（木）



電力・ガス取引監視等委員会
Electricity and Gas Market Surveillance Commission

本日も議論いただきたい事項

- ガス小売全面自由化に当たり、託送料金については、制度開始時及び値上げ時は認可制、値下げ時については事業者に対する効率化インセンティブ付与及び迅速性の観点から届出制とし、あわせて、低廉な託送料金を実現する観点から、事後規制を強化することとされた。
- 第27回ガスシステム改革小委員会において、事後規制の強化の方向性としては、既存のストック管理方式に加えて、需要量当たりの託送料金原価（単価）の想定値からの乖離に着目した新たな変更命令基準を導入することとされた。
- 本日は、本制度の詳細についてご議論いただきたい。

ガス小売自由化後の託送料金の事後規制

- ①ストック管理方式【現行の仕組みを継続】
- ②需要量当たりの託送料金原価（単価）の想定値からの乖離に着目した方式【新たに導入】

- 託送供給料金に係る現行の事後規制の概要は前述のとおりであるが、**低廉な託送供給料金を実現する観点から、追加的な措置として、以下の措置を講ずることとする。**

<追加的な措置①>

- 現行の事後規制においては、**超過利潤累積額が、事業報酬額か本支管投資額の5年間平均を上回った場合において、一般ガス事業者が、この要件に該当することとなった年度の次々年度の開始日までに値下げ届出を行わなかった場合には、国が料金引下げに係る変更命令を発動することとされている一方、料金引下げに還元すべき額については特段の定めがないところ。**
- この点、小売全面自由化後は、**超過利潤累積額のうち、事業報酬額か本支管投資額の5年間平均を上回る額から経営効率化額を控除した額については、託送供給料金の引下げ原資として還元することを義務付けることとする。**(注1)

<追加的な措置②>

- 現行の事後規制においては、毎期の超過利潤額から、導管投資額や経営効率化額等を控除した額を内部留保相当額としており、次回の料金改定時には、この内部留保相当額をレートベースから控除することを義務付けている。
- 小売全面自由化後は、**経営効率化額を含めたものを内部留保相当額とすることにより、超過利潤の用途を、導管投資と料金還元限定することとし、次回の料金改定時にレートベースから控除される額を拡充することとする。**

<追加的な措置③>

- 現行の事後規制においては、**超過利潤累積額といった利益水準に着目した規制は存在する一方、原価そのものの適正性を直接的に確認するための規制は導入されていない。**
- この点、**実績単価が想定単価よりも低廉である場合においては、当該事業者が託送供給料金の見直しを行った場合には、託送供給料金の引下げが実現する可能性が高い場合も想定されることから、想定単価と実績単価の乖離率が一定の比率を超える場合においても、事業者が、正当な理由なく、託送供給料金の値下げ届出を行わない場合には、託送供給料金の値下げに係る変更命令を発動することとする。**

(注1) この強制還元措置は直接的に一般ガス導管事業者の収支を悪化させることから、激変緩和措置として、5年を上限とした分割還元も許容することとする。

(注2) これらの措置は、電気事業法における託送供給等料金に係る事後規制においても、既に講じられている、あるいは、講じられることが予定されている措置である。

小売全面自由化後の事後規制の概要

①ストック管理による事後規制

導管部門の当期純利益

超過利潤の算定

当期超過利潤額
(当期純利益 (原価外項目補正後)
- 事業報酬額)

超過利潤の使途明確化

超過利潤の使途



当期内部留保相当額

次回料金改定時に
レートベースから控除

内部留保相当額に経営効率化額を含める

変更命令発動の検討

当期超過利潤累積額

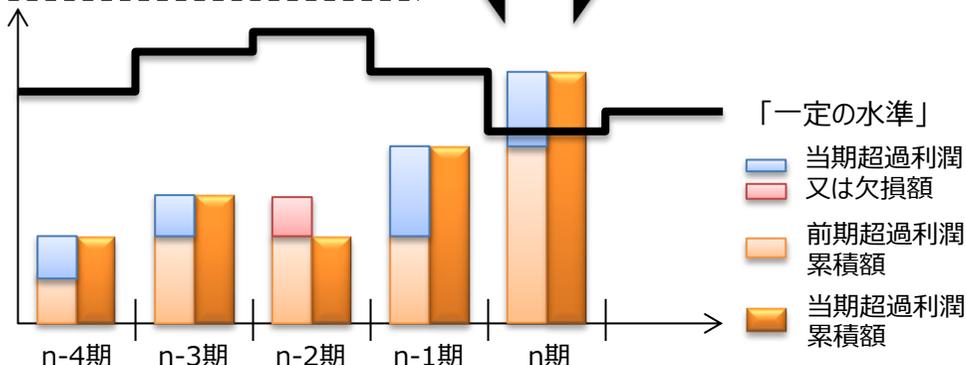
当期超過利潤額

前期超過利潤累積額

比較

一定の水準

〔事業報酬額 or
本支管投資額の5年間平均〕



n年度に一定の水準を突破した場合には、n + 2年度の開始日までに値下げ届出が行われなければ変更命令を発動 (n年度の結果が判明するのはn + 1年度) また、値下げ届出を行うに当たっては、超過利潤累積額のうち、事業報酬額が本支管投資額の5年間平均を上回る額 (経営効率化額に相当する額を除く。) を引下げ原資として還元することを義務付ける。なお、5年を上限とした分割還元も許容。

②乖離率の管理による事後規制

(注) 具体的な乖離率など、詳細については引き続き検討。

<STEP 1>

乖離率の確認

想定単価と実績単価を比較した乖離率を確認し、これが一定の比率を超えている場合にはSTEP2へ

<STEP 2>

事業者による説明

現行の託送料金の水準維持の妥当性に関して事業者に対して説明を求め、合理性が認められないと国が判断した場合にはSTEP3へ

<STEP 3>

値下げ料金の
託送料金の
値下げ要請

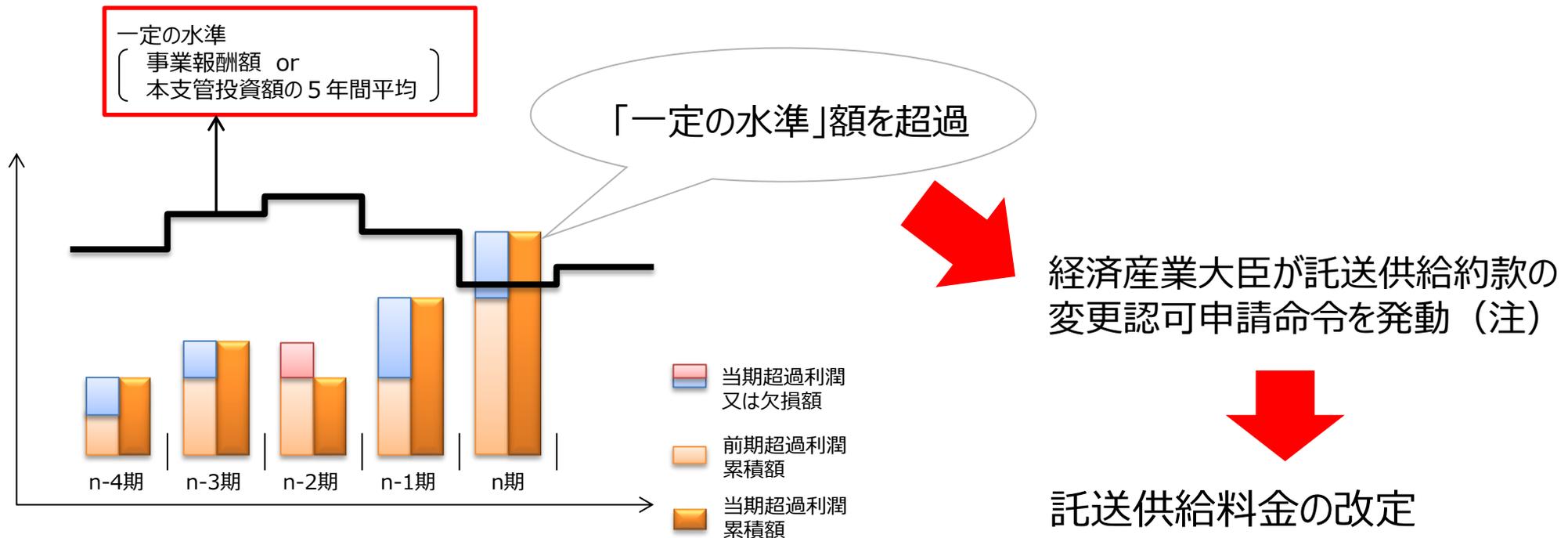
一定の乖離率を超えた事業年度の翌々事業年度の開始日までに自主的な値下げ届出がなされない場合には、変更認可申請命令を発動

**変更認可申請
命令の発動**

(参考) 託送料金変更申請命令の現行の仕組み (ストック管理方式)

- 託送供給料金に係る現行の事後規制においては、毎期の超過利潤を超過利潤累積額として管理した上で、それが一定の水準 (①事業報酬額か、②本支管投資額の5年間平均) を上回った場合に、次々年度の開始日までに値下げ届出を行わなかった場合には、国が料金引下げに係る変更命令を発動することとされている。

<ストック管理方式>



(注) n年度に一定の水準を突破した場合で、n + 2年度の開始日までに値下げ届出が行われなければ変更命令を発動

新たに導入する仕組み（想定単価と実績単価の乖離率に基づく管理）

- 来年度より追加的に導入する託送料金原価の単価に着目した託送料金変更命令の仕組みは、本年度より電気に導入された制度と同じ制度とするのが適当と考えられる。
- その際、〈STEP1〉で確認する乖離率の基準値については、電気事業と同じ**-5%**でよいか。

本年度から電気の託送料金に導入された乖離率の管理による事後規制

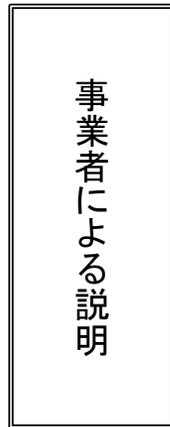
<STEP1>



想定単価と実績単価を比較した乖離率を確認し、これが**一定の比率**を超えている場合にはSTEP2へ

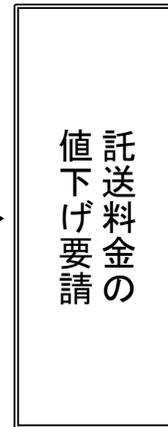
電気事業では**-5%**に設定されている

<STEP2>



現行の託送料金の水準維持の妥当性に関して事業者に対して説明を求め、合理性が認められないと国が判断した場合にはSTEP3へ

<STEP3>



一定の乖離率を超えた事業年度の翌々事業年度の開始日までに自主的な値下げ届出がなされない場合には、変更認可申請命令を発動

変更認可申請命令の発動

乖離率(%) = (実績単価(実績費用 / 実績需要量) ÷ 想定単価(想定原価 / 想定需要量) - 1) × 100

(注) 原価算定期間が3年間の場合、実績単価は直近3か年平均で算出。

主要な一般ガス事業者の託送料金に係る想定単価と実績単価の乖離率 (単年度ベース：過去4年分)

	東京ガス	東邦ガス	大阪ガス
平成24年度	-4.03%	-0.15%	3.18%
平成25年度	2.27%	-6.10%	-0.99%
平成26年度	-1.09%	2.06%	2.10%
平成27年度	-0.62%	7.94%	6.37%

(注1) 乖離率 (%) = (実績単価 (実績費用 / 実績需要量) ÷ 想定単価 (想定原価 / 想定需要量) - 1) × 100

(注2) 東京ガスは、H25年12月10日、H26年4月1日及びH27年12月10日に料金改定

東邦ガスは、H24年4月1日、H27年9月1日に料金改定

大阪ガスは、H27年1月1日に料金改定

本制度を導入するための規程類の改正

- 本制度を導入するため、以下の2点の改正を行う。
 - ①ガス事業託送供給収支計算規則
 - ②ガス事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等

(参考) ガス事業託送供給収支計算規則の改正イメージ (1 / 2)

(超過利潤計算書等の作成)

第五条 事業者（法第四十八条第一項ただし書の承認を受けた事業者であって法第四十九条第一項に規定する届出を行っていない事業者を除く。）は、超過利潤額等について、別表第三に掲げる方法に基づき、様式第三に整理しなければならない。

別表第3（第5条関係） 超過利潤額等の算定方法

（中略）

5. 法第48条第1項及び第2項の規定により認可を受けた（特定ガス導管事業者にあつては、法第76条第1項及び第2項の規定により届け出た）託送供給約款の料金を設定した際に定めた原価算定期間又は原資算定期間が終了した事業者は、1. の規定により作成された超過利潤計算書を基に、様式第3第5表の乖離率計算書を作成すること。ただし、承認事業者については、作成することを要しない。

(1) 想定原価は、託送供給約款の料金を設定した際に整理された託送供給約款料金原価等の合計額とすること。

(2) 想定需要量は、想定需要量は、託送供給約款の料金を設定した際に整理されたガス需要の量とすること。

(3) 実績費用は、実際に発生した費用の額とすること。

(4) 実績需要量は、実際に発生した需要の量とすること。

(5) 想定原価及び想定需要量は、原価算定期間又は原資算定期間の合計を記載すること。

(6) 実績費用及び実績需要量は、原価算定期間又は原資算定期間の年数に対応した直近の事業年度の合計を記載すること。

（注）法第48条第6項若しくは第9項の変更届出があったとき、又は同条第12項の規定による変更も含む。

(参考) ガス事業託送供給収支計算規則の改正イメージ (2 / 2)

第5表

乖離率計算書

項 目	値	備 考
想定原価 (千円) (①)		
想定需要量 (千m3) (②)		
想定単価 (円/m3) (③ = ① / ②)		
実績費用 (千円) (④)		
実績需要量 (千m3) (⑤)		
実績単価 (円/m3) (⑥ = ④ / ⑤)		
乖離率 (%) ((⑥ / ③ - 1) × 100)		

想定原価及び想定需要量は、 年 月から 年 月までの 年の合計とした。

実績費用及び実績需要量は、 年 月から 年 月までの 年の合計とした。

(注) 必要に応じ、金額の算定根拠を脚注として記載すること。

(参考) ガス事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等の改正イメージ (1 / 2)

第2 処分の基準

(●) 法第50条第1項の規定による託送供給約款の変更の認可の申請命令

法第50条第1項の規定による託送供給約款の変更の認可の申請命令については、同項に命令の基準が規定されているところであり、より具体的には、例えば、以下のとおりとする。

イ 一般ガス導管事業者においては、ガス事業託送供給収支計算規則に基づき公表した最近の超過利潤累積額管理表において当期超過利潤累積額が一定水準額を超過しているかの観点から判断するものとする。ただし、当該超過利潤累積額管理表を公表した日の属する事業年度の翌事業年度の開始の日までに、ガス事業託送供給約款料金算定規則に基づき託送供給約款料金の改定（以下イ及びロにおいて「料金改定」という。）の届出がなされている場合（当該翌事業年度の開始の日時点において、直近の料金改定の実施日から3年を経過していない場合には、当該3年を経過する日までに料金改定の届出がなされている場合。この場合において、直近の料金改定の実施日の翌々年度に公表された超過利潤累積額管理表において、一定水準額を超過している場合を除く。）には、原則として該当しないものとする。

ロ ガス事業託送供給収支計算規則に基づき公表した乖離率計算書において乖離率が一定の比率（マイナス●パーセント）を超過しているかの観点から判断するものとする（ただし、現行の託送供給料金の水準維持の妥当性に関して一般ガス導管事業者から合理的な説明がなされた場合又は当該乖離率計算書を公表した日の属する事業年度の翌事業年度の開始の日までに、ガス事業託送供給等約款料金算定規則に基づいて料金改定を実施する場合には、原則として該当しないものとする。）。

(参考) ガス事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等の改正イメージ (2 / 2)

第2 処分の基準

(●) 法第76条第4項の規定による託送供給約款の変更命令

法第76条第4項の規定による託送供給約款の変更命令については、同項各号に処分の基準が規定されており、より具体的には、例えば、以下のとおりとする。

③ 同項第5号関係

イ 特定ガス導管事業者においては、ガス事業託送供給収支計算規則に基づき公表した最近の超過利潤累積額管理表において当期超過利潤累積額が一定水準額を超過しているかの観点から判断するものとする。ただし、当該超過利潤累積額管理表を公表した日の属する事業年度の翌事業年度の開始の日までに、ガス事業託送供給約款料金算定規則に基づき託送供給約款料金の改定（以下イにおいて「料金改定」という。）の届出がなされている場合（当該翌事業年度の開始の日時点において、直近の料金改定の実施日から3年を経過していない場合には、当該3年を経過する日までに料金改定の届出がなされている場合。この場合において、直近の料金改定の実施日の翌々年度に公表された超過利潤累積額管理表において、一定水準額を超過している場合を除く。）には、原則として該当しないものとする。

□ ガス事業託送供給等収支計算規則に基づき公表した乖離率計算書において乖離率が一定の比率（マイナス●パーセント）を超過しているかの観点から判断するものとする（ただし、現行の基準託送供給料金の水準維持の妥当性に関して一般ガス導管事業者から合理的な説明がなされた場合又は当該乖離率計算書を公表した日の属する事業年度の翌事業年度の開始の日までに、一般ガス導管事業託送供給等約款料金算定規則に基づいて基準託送供給料金の改定を実施する場合には、原則として該当しないものとする。）。

(参考) 改正ガス事業法 (関係条文) (1 / 2)

改正ガス事業法 (抜粋)

(託送供給約款に関する命令及び処分)

第五十条 経済産業大臣は、料金その他の供給条件が社会的経済的事項の変動により著しく不相当となり、公共の利益の増進に支障があると認めるときは、一般ガス導管事業者に対し、相当の期限を定め、第四十八条第一項本文の認可を受けた託送供給約款（同条第二項の変更の認可を受けたとき、又は同条第六項若しくは第九項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの）又は同条第三項ただし書の認可を受けた料金その他の供給条件（次項の規定による変更があつたときは、その変更後の託送供給約款又は料金その他の供給条件）の変更の認可を申請すべきことを命ずることができる。

2 経済産業大臣は、前項の規定による命令をした場合において、同項の期限までに認可の申請がないときは、託送供給約款又は料金その他の供給条件を変更することができる。

(参考) 改正ガス事業法 (関係条文) (2 / 2)

改正ガス事業法 (抜粋)

(託送供給約款)

第七十六条 特定ガス導管事業者は、その供給地点における託送供給に係る料金その他の供給条件について、経済産業省令で定めるところにより、託送供給約款を定め、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に届け出なければならない。ただし、託送供給の申込みを受ける見込みその他の事情を勘案し、託送供給約款を定める必要がないものとして経済産業大臣の承認を受けた場合は、この限りでない。

(中略)

- 4 経済産業大臣は、第一項本文（第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による届出に係る託送供給約款が次の各号のいずれかに該当しないと認めるときは、当該特定ガス導管事業者に対し、相当の期限を定め、その託送供給約款を変更すべきことを命ずることができる。
- 一 第一項本文の規定による届出に係る託送供給約款によりガスの供給を受けようとする者が託送供給を受けることを著しく困難にするおそれがないこと。
 - 二 料金が定率又は定額をもつて明確に定められていること。
 - 三 特定ガス導管事業者及び第一項本文の規定による届出に係る託送供給約款によりガスの供給を受ける者の責任に関する事項並びに導管、ガスメーターその他の設備に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。
 - 四 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。
 - 五 前各号に掲げるもののほか、公共の利益の増進に支障がないこと。
- 5 特定ガス導管事業者は、第一項本文の規定による届出をしたときは、経済産業省令で定めるところにより、その託送供給約款を公表しなければならない。

(参考) 電気の託送供給料金における乖離率の設定についての主な意見

第3回制度設計専門会合（平成27年12月4日）

- ・ 結論としては、5%ぐらいにまず設定して、事業者の様子をみるのが適正ではないかとっております。総括原価方式を適用して、値下げ届け出制という制度の中でインセンティブがそもそも働くかどうかという論点がありますが、私は一定のインセンティブ、コスト効率化に対してのインセンティブが働いた、と過去の電気料金の推移をみても考えておまして、何とかこれを引き出せる状況をつくらなければいけないと思っております。（圓尾委員）
- ・ 民間の活力を引き出すということもある中で、5%という数字で暫定的という言葉は非常にわかりやすいのですが、根拠がなかなか出せないけれども、決めなければいけないという中で、5%からまず始めるというのが何となく私が今聞いていた中でのイメージかなと思っている。（林委員）
- ・ 特殊な要因の場合は除くという前提なのですが、私たちが貯金している市場金利と比較したとしても、5%というのは私にとってはすごく大きいと思っております。託送料金は全員一律にかかるわけだし、総括原価という形で事業者にとって守られている事業のやり方だと思っております。その場合に5はちょっと大きいのではないかというのは、そのご意見を聞いて思ったということです。では幾らがいいかといわれと私もきちんとはわかりませんが、事業報酬率で1.9と出しましたので、その前後でいいのではないかと思ったのですけれども、よろしく申し上げます。（辰巳委員）
- ・ 今の辰巳委員のご発想は若干誤解があるのではないかと思います。これがあたかも資本の収益率みたいに考えておられるのかもしれないのですが、これは単に実際にかかったコストと、つまり実績値でみてそれを回収するのだったらこれぐらいになったはずだということと、実際につけていた料金の差ですから、資本の収益率とは比較可能なものではない。それで私は、事情に詳しい圓尾委員が5%といわれたなら、まあ5%でいいかという感じです。私自身は特に何%がいいという意見をもっていない。それはどうしてかという、どのみちこのルールは暫定的なもの。託送料金制度も送電線の利用ルールも含めて、どのみちこの数年間で抜本的に変わるはずです。（松村委員）

(参考) 一般送配電事業者の想定単価と実績単価の乖離率 (%)

参考(第3回制度設計WG
資料6-1)

事業者が算定する乖離率は、原価算定期間を3年間とした場合、「想定単価」を原価算定期間3ヶ年平均(固定)とした上で、「実績単価」は原価算定期間以降の直近3ヶ年平均とし、双方の値を比較する。このため、下記の表においては、東京電力のみ比較することが可能となっている。

□ 各社の原価算定期間
 □ 事後評価STEP1において確認すべき乖離率

	北海道	東北	東京	中部	北陸	関西	中国	四国	九州	沖縄
平成26年度	△1.57%	△0.29%	4.35%	3.96%	3.44%	0.23%	△1.31%	2.18%	△1.88%	△3.39%
平成25年度	3.99%	△2.65%	△2.24%	2.22%	2.69%	2.83%	2.13%	1.19%	△5.64%	△3.99%
平成24年度	4.78%	△1.87%	3.28%	1.93%	6.33%	3.14%	2.68%	2.64%	1.57%	1.55%
平成23年度	2.52%	6.32%	△1.51%	2.50%	0.77%	3.44%	0.77%	3.05%	3.32%	1.60%
平成22年度	1.19%	2.81%	△0.54%	4.94%	0.89%	1.07%	△0.86%	2.00%	0.92%	0.86%
平成21年度	2.39%	5.82%	3.14%	8.97%	2.10%	5.67%	4.81%	5.39%	7.20%	△0.39%

原価算定期間	H25-27	H25-27	H24-26	H26-28	H28-30	H25-27	H28-30	H25-27	H25-27	H28-30
原価算定期間平均	1.25%	△1.48%	1.77%	3.96%	-	1.55%	-	1.68%	△3.79%	-

(注) 乖離率 (%) = (実績単価 (実績費用 / 実績需要量) ÷ 想定単価 (想定原価 / 想定需要量) - 1) × 100

(参考) 電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等 (制定：平成12・05・29資第16号、最終改正：20160325資第8号)

第2 処分の基準

(14) 第19条第1項の規定による託送供給等約款等の変更の認可の申請命令

第19条第1項の規定による託送供給等約款等の変更の認可の申請命令については、同項に命令の基準が規定されているところであり、より具体的には、例えば、次のような場合とする。

- ① 第18条第1項の認可を受け、又は同条第5項若しくは第8項の規定により届け出られた託送供給等約款が、認可を受け、又は届け出られた当時は合理的なものであったとしても、例えば、物価の大幅な変動や需要構成の著しい変化があるなど社会的経済的事情の変動により著しく不相当となり、公共の利益の増進に支障があると認められる場合
- ② 電気事業託送供給等収支計算規則(平成28年経済産業省令第47号)に基づき公表した最近の超過利潤累積額管理表において、当期超過利潤累積額が一定水準額を超過している場合(ただし、当該超過利潤累積額管理表を公表した日の属する事業年度の翌事業年度の開始の日までに、一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則に基づいて定めた還元額を基準託送供給料金の原価に算入して基準託送供給料金の改定を実施する場合には、原則として該当しないものとする。)
- ③ 電気事業託送供給等収支計算規則に基づき公表した乖離率計算書において補正後乖離率が一定の比率(マイナス5パーセント)を超過している場合(ただし、現行の基準託送供給料金の水準維持の妥当性に関して一般送配電事業者から合理的な説明がなされた場合又は当該乖離率計算書を公表した日の属する事業年度の翌事業年度の開始の日までに、一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則に基づいて基準託送供給料金の改定を実施する場合には、原則として該当しないものとする。)

なお、上記の判断に当たっては、小売電気事業者と一般送配電事業者との間に託送供給等約款の設定について紛争が生じ、当事者間で解決できず、行政に紛争が持ち込まれた場合において、その過程において得られた情報を勘案することとする。